

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第6号 令和7年3月宇治市議会定例会の招集
 (財政課) … 2
- 告示第7号 指定管理者の指定..... (市民協働推進課) … 2
- 告示第8号 指定管理者の指定..... (市民協働推進課) … 2
- 告示第9号 指定管理者の指定..... (市民協働推進課) … 2
- 告示第10号 指定管理者の指定..... (市民協働推進課) … 2
- 告示第11号 指定管理者の指定..... (産業振興課) … 2
- 告示第12号 指定管理者の指定..... (環境企画課) … 2
- 告示第13号 指定管理者の指定..... (地域福祉課) … 2
- 告示第14号 指定管理者の指定..... (長寿生きがい課) … 2
- 告示第15号 指定管理者の指定..... (長寿生きがい課) … 3
- 告示第16号 指定管理者の指定..... (長寿生きがい課) … 3
- 告示第17号 指定管理者の指定..... (長寿生きがい課) … 3
- 告示第18号 指定管理者の指定..... (長寿生きがい課) … 3
- 告示第19号 指定管理者の指定..... (長寿生きがい課) … 3
- 告示第20号 指定納付受託者の指定..... (博物館管理課) … 3
- 告示第21号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) … 3
- 告示第22号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) … 4
- 告示第23号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) … 4
- 告示第24号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) … 4

教 育 委 員 会

- 告示第2号 教育委員会の招集..... 4

公 営 企 業

- 公告第3号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定..... 4

告 示

宇治市告示第6号

令和7年3月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和7年3月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和7年2月12日

宇治市長 松村 淳子

1 期 日 令和7年2月19日

2 場 所 宇治市議場

（揭示済）

宇治市告示第7号

指定管理者の指定について

宇治市西小倉コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市小倉町南堀池107番地の1

名 称 西小倉地区コミュニティ推進協議会

代表者 会長 馬淵 伸一

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第8号

指定管理者の指定について

宇治市東宇治コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市五ヶ庄三番割36番地の5

名 称 東宇治地区コミュニティ推進協議会

代表者 会長 草島 利信

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第9号

指定管理者の指定について

宇治市南宇治コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市大久保町上ノ山42番地の3

名 称 南宇治地区コミュニティ推進協議会

代表者 会長 吉田 廣昭

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第10号

指定管理者の指定について

宇治市横島コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理

理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市横島町大川原27番地の5

名 称 横島地区コミュニティ推進協議会

代表者 会長 田邊 まゆみ

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第11号

指定管理者の指定について

宇治市産業会館の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治琵琶45番地の13

名 称 宇治商工会議所

代表者 会頭 山仲 修矢

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第12号

指定管理者の指定について

宇治市天ヶ瀬墓地公園及び宇治市斎場の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

共同事業体名 日本管財・五輪グループ

構成団体

所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

名 称 日本管財株式会社

代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎

所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

名 称 株式会社五輪

代表者 代表取締役 宮本 岳司朗

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第13号

指定管理者の指定について

宇治市総合福祉会館の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治琵琶45番地

名 称 社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会

代表者 会長 宮本 隆司

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第14号

指定管理者の指定について

宇治市西小倉地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理

者の指定の手續等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治琵琶1番地の3

名称 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

代表者 理事長 塚原 理俊

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第15号

指定管理者の指定について

宇治市東宇治地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治琵琶1番地の3

名称 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

代表者 理事長 塚原 理俊

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第16号

指定管理者の指定について

宇治市広野地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治琵琶1番地の3

名称 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

代表者 理事長 塚原 理俊

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第17号

指定管理者の指定について

宇治市横島地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市横島町石橋13番地の6

名称 社会福祉法人 山城福祉会

代表者 理事長 宮本 隆司

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第18号

指定管理者の指定について

宇治市小倉デイホームの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市白川鍋倉山22番地の10

名称 社会福祉法人 宇治明星園

代表者 理事長 中島 研

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第19号

指定管理者の指定について

宇治市平盛デイホームの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市白川東山15番地

名称 社会福祉法人 不動園

代表者 理事長 河邊 和敏

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宇治市告示第20号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1-7-1
- 2 指定納付受託者が行う歳入の種類
宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料及び冊子等売却収入
- 3 指定日
令和7年1月6日

宇治市告示第21号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月21日から14日間

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
小倉町58号線	小倉町老ノ木27番地の2 小倉町老ノ木76番地の2	前	3.4 ~3.6	5.7	
	小倉町老ノ木27番地の2 小倉町老ノ木76番地の2	後	4.0 ~5.3	5.7	
伊勢田	伊勢田町毛語13番地 伊勢田町毛語13番地	前	2.0 ~3.2	21.0	起点地番「伊勢田町毛語13番地」

町13 6号線	伊勢田町毛語13番地の4 伊勢田町毛語13番地の4	後	2.8 ～5.4	21.0	を「伊勢田町毛語13番地の4」に改正。
広野町 57号線	広野町大開55番地の3 広野町大開54番地の1	前	6.0 ～6.9	37.4	
	広野町大開51番地の25 広野町大開51番地の27	後	6.5 ～6.9	37.4	

宇治市告示第22号

市道路線の供用の開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月21日から14日間
令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
小倉町58号線	小倉町老ノ木27番地の2 小倉町老ノ木76番地の2	令和7年2月21日
伊勢田町13 6号線	伊勢田町毛語13番地の4 伊勢田町毛語13番地の4	令和7年2月21日
広野町57号線	広野町大開51番地の25 広野町大開51番地の27	令和7年2月21日

宇治市告示第23号

市道路線の区域の変更について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月21日から14日間
令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
木幡2 67号線	木幡南山13番地の105 木幡南山13番地の125	前	4.0 ～6.5	13.0	
	木幡南山13番地の105 木幡南山13番地の125	後	6.0 ～6.5	13.0	

宇治市告示第24号

市道路線の供用の開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年2月21日から14日間

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
木幡267号線	木幡南山13番地の105 木幡南山13番地の125	令和7年2月21日

教育委員会

宇治市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和7年2月5日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和7年2月6日 午後5時45分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 報告
 - 3 専決事項の報告について
 - 4 令和7年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について
 - 5 教職員人事について
 - 6 市職員人事について

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業公告第3号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和7年1月30日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和7年2月21日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第532号 タップエンジニア